

環境基本計画推進会議設置要綱

（設置）

第1条 沖縄県の全機関が事務事業を執行する際、環境へ配慮した取り組みを率先して実行するため、環境基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境保全率先実行計画（以下「率先計画」という。）及び環境物品等の調達の推進を図るための基本的事項の検討に関すること。
- (2) 環境基本計画、環境物品等の調達及び率先計画の進行管理に関すること。
- (3) その他環境基本計画、環境物品等の調達及び率先計画に関する必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、会長、副会長及び構成員をもって組織する。

2 会長は副知事（環境部担当）をもって充てる。

3 副会長は環境部長をもって充てる。

4 委員は、沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）に定める本庁機関の部長、知事公室長、会計管理者、企業局長、病院事業局長、県議会事務局長、教育長、警察本部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長及び労働委員会事務局長をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長不在のとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

（招集等）

第4条 推進会議は、会長が必要と認めるときに招集し主宰する。

2 会長は、必要に応じて関係職員に推進会議への出席を求めることができる。

（幹事会）

第5条 推進会議に幹事会を置くものとする。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び構成員をもって組織する。

3 幹事会は、推進会議を補佐し推進会議に付議すべき事案について協議、調整する。

4 幹事長は、環境部環境企画統括監をもって充て、副幹事長は環境政策課長をもって充てる。

5 幹事会は、幹事長が必要と認めるときに招集し主宰する。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長不在のとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

7 構成員は、第3条第4項で規定する各委員が所管する機関の主管課の長等(別表)で構成する。

8 幹事長は必要に応じて、関係職員に幹事会への出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 推進会議の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成11年5月14日から施行する。

この要綱は、平成13年5月30日から施行する。

この要綱は、平成13年10月30日から施行する。

この要綱は、平成14年8月19日から施行する。

この要綱は、平成15年8月11日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年1月17日から施行する。

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

この要綱は、平成20年11月14日から施行する。

この要綱は、平成21年12月2日から施行する。

この要綱は、平成23年12月27日から施行する。

この要綱は、平成26年1月10日から施行する。

この要綱は、平成27年2月10日から施行する。

この要綱は、平成28年10月12日から施行する。

この要綱は、平成29年8月7日から施行する。

この要綱は、令和2年8月27日から施行する。

この要綱は、令和6年12月9日から施行する。

別表

環境基本計画推進会議設置要綱第5条関係（幹事会の構成）

幹事長 環境部環境企画統括監

副幹事長 環境政策課長

幹事

知事公室秘書課長

総務部 総務私学課長、管財課長、宮古事務所総務課長、八重山事務所総務課長

企画部 企画調整課長

環境部 環境保全課長、環境整備課長、自然保護課長、環境再生課長

生活福祉部 福祉政策課長

こども未来部 こども若者政策課長

保健医療介護部 保健医療総務課長

農林水産部 農林水産総務課長

商工労働部 産業政策課長

文化観光スポーツ部 観光政策課長

土木建築部 土木総務課長

出納事務局 物品管理課長

企業局 総務課長

病院事業局 病院事業総務課長

県議会事務局 総務課長

教育庁 総務課長

警察本部 会計課長

監査委員事務局 監査課長

人事委員会事務局 総務課長

労働委員会事務局 調整審査課長